

女性のためのオンラインこころの相談室利用規約

本規約は、刈谷市保健センター（刈谷市役所健康推進課）（以下「市」という。）が実施する臨床心理士及び公認心理師（以下「相談員」という。）が行う女性のためのオンラインこころの相談室（オンライン会議用アプリケーションサービスを用いて行う相談をいう。以下「オンライン相談」という。）について、あいち電子申請・届出システム（Grafferスマート申請）を通じて申し込み、利用するために必要な事項を定めるものです。オンライン相談の利用に当たっては、本規約に同意する必要があります。

なお、本規約第5条により利用を申し込んだ場合は、この利用規約に同意したものとみなします。

（目的）

第1条 オンライン相談を実施し、利用者が市に訪問しなくとも、相談員による心理相談を利用できる機会を提供します。

（概要）

第2条 利用者は、自らの心理的な問題の改善を図るために、利用者自身の意思と責任において、オンライン相談を受けることとなります。

2 医療機関ではないため、医療行為となる診療行為、投薬指導等は一切致しません。

3 相談は、1人1回60分です。継続利用は、できません。

4 相談内容は、以下のうちの1つとします。

（1）対人関係：家族関係、夫婦関係、親子関係、職場の人間関係、友人関係

（2）心の健康：不安、イライラ、落ち込みやすい、周りの目が気になる、トラウマ

（3）体の健康：月経前症候群（PMS）、更年期

（4）生活習慣：ぐっすり眠れない、食べ過ぎてしまう、スマホ依存

（5）その他：性的マイノリティー/LGBTQs など

（利用者）

第3条 オンライン相談を利用できる人は、以下全てに該当する人としてします。

（1）刈谷市に住民票のある満18歳以上の女性（戸籍上女性の人）

（2）本事業のオンライン相談を初めて利用する人

（3）相談日時点において、心療内科・精神科を受診していない人

（4）精神障害者保健福祉手帳を持っていない人

（5）自立支援医療（精神通院医療）を受給していない人

（6）Webカメラによる通信が可能な端末（スマートフォンやタブレット、PC等）を所有し、通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン相談に必要な環境を準備できる人

(通信に使用するアプリケーションソフト)

第4条 オンライン相談は、米 Zoom 社が提供する会議サービス「Zoom」を使用します。Zoom 社の利用規約とプライバシーポリシーを御理解の上、御利用ください。

(利用申込等)

第5条 あいち電子申請・届出システムにて予約申込の際に、次の事項を入力していただき、オンライン相談の際、御本人であることを確認させていただきます。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) メールアドレス

(5) 希望日時(次の日時から第3希望まで入力してください。)

ア 曜日：月曜日、水曜日、土曜日 年末年始・祝日は除きます。

イ 時間帯：午前9時～12時、午後1時～3時、午後3時～5時の間の60分

2 予約申込の受信後、市において、相談員と日程調整を行い、オンライン相談の実施日時を御連絡します。

なお、日程調整の結果、お申し込みいただいた希望日時に相談ができない場合がありますのであらかじめ御了承ください。その場合は、改めて希望日時をお伺いさせていただきます。

3 日程決定後、相談員から Zoom 招待状(使用 URL)を送付いたします。

4 キャンセルや日程変更は、相談日の前日午後4時までに相談員へ御連絡をお願いします。相談日決定後の日程変更は2回までとします。対応可能な期限や回数を超えた場合、振替えは行いません。相談の権利は消滅します。

5 連絡がないまま相談時間を10分経過した場合は、キャンセルとみなします。振替えは行いません。相談の権利は消滅します。

6 申込後の相談者の変更、代理相談はできません。

(相談費用)

第6条 オンライン相談の相談費用は、無料です。ただし、オンライン相談を実施するための通信にかかる費用は、全て利用者の御負担となります。特に、従量制の料金設定としている等の場合は、十分に御留意ください。

(個人情報保護)

第7条 利用者の予約申込時に入力していただいた情報及び相談内容は、個人情報の保護に関する法律及び公認心理師法に則り、秘密が守られます。ただし、自傷、他害行為など重篤な危機が想定される場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、公認心理師法などに則り、関係機関へ連絡する場合があります。

2 利用者の相談内容は、本事業オンライン相談担当職員と相談員で共有いたします。

(重要事項)

第8条 オンライン相談の録画・撮影・配信は、その方法を問わず禁止とさせていただきます。

なお、メモ等をとることは差し支えありません。

2 録音・録画されていることが判明したときは、直ちに相談を中止します。振替えは行いません。

3 相談員は、オンライン相談の管理と記録作成のために録音・録画いたします。

4 無断で録音・録画した内容の流出により相談活動の被害や市の職員、相談員などのプライバシーの被害等が生じたときは、損害賠償請求などしかるべき対応をいたしますので、御留意ください。

5 治療が必要な心身状態にあると判断された場合には、医療機関への受診をお勧めする場合があります。

6 相談員の助言により、継続的な健康相談や医療機関等への受診が必要な場合は、保健師の相談支援に移行します。

7 Webカメラによる対面相談です。(カメラがオフの場合は、利用できません。)

(損害賠償)

第9条 利用者が本規約に違反した結果、市又は相談員が損害を被った場合は、その損害は利用者が負担するものとします。

(その他留意事項)

第10条 利用中に心身状態等が悪化した場合は、相談を中止する場合があります。

2 脅迫や暴言等、相談目的以外の行為により適正なオンライン相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン相談を中止し、又はお断りすることがあります。

3 利用前に御自身のスマートフォンやタブレット、PC等に第4条に規定するアプリケーションソフトのインストールや設定などを行い、映像と音声を利用できるかどうか御確認ください。

なお、市の職員や相談員はZoomや機器の設定に関する内容にはお答えできません。

4 相談員の責任によらない遅刻等は、全て相談時間に含まれます。

5 相談時間になり、Zoomの設定や接続ができないという場合や、途中で音声や映像が途切れた場合も、相談時間の延長や振替えは行いません。

6 公共のWi-Fiや安全でないWi-Fiではなく、パスワードで保護された安全なインターネット接続を使用してください。

7 相談は、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境で行ってください。

(免責事項)

第11条 オンライン相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、市と相談員は一切責任を負わず、損害賠償の義務はないものとします。

2 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、市と相談員の責任に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても、市と相談員は一切責任を負わず、損害賠償の義務はないものとします。

（本規約の変更）

第12条 市は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更後にオンライン相談を利用した場合は、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

令和8年4月1日

刈谷市役所 健康推進課（保健センター）